

厚生労働大臣の定める揭示事項

- 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- 明細書発行体制について

医療費の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院は下肢末梢動脈疾患指導管理加算の届出を行っており、慢性維持透析をされている方に対し、下肢末梢動脈疾患の可能性を発見した場合には、予め連携医療機関として定めた、専門的な治療体制を有している甲賀病院へ紹介を行っています。
- 医療 DX 推進体制整備加算について

当院は医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

 - ・オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
 - ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
 - ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施してまいります。(今後導入予定です。)
- 医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定します。

* 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いいたします。
- 情報通信機器を用いた診療について

当院では、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）の初診の場合に向精神薬の処方はいたしません。

- 一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。
そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。
- 生活習慣病管理料(I)(II)

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して療養指導に同意した患者さまが対象です。
患者さまには個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名（サイン）を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。
- 時間外対応加算3 に関する事項

再診時に時間外対応加算3(患者様1名につき1回1点)を算定させていただきます。
当該保険医療機関の表示する診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、当該保険医療機関において又は連携医療機関との連携により対応できる体制が確保しています。
◇連携機関病院：コミュニティーホスピタル甲賀病院（054-628-5500）
- 基本診療料の施設基準等に係る届出
 - ・ 時間外対応加算3 ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
 - ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- 特掲診療料の施設基準等に係る届出
 - ・ 人工腎臓1 ・ 導入期加算1 ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
 - ・ 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
 - ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(I) ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(II) 4
- その他
酸素の購入価格に関する届出
- 保険外負担に関する事項
◇文書発行料 各階受付にお尋ねください。◇各種予防接種 各階受付にお尋ねください。